

第8期介護保険事業計画 の作成準備について

今後の検討方針

- 社会保障審議会介護保険部会においては、次期介護保険制度改正に向けて、本年2月25日の回において、以下の主な検討事項を提示した。
 - ・ 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）
 - ・ 保険者機能の強化（地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化）
 - ・ 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）
 - ・ 認知症「共生」・「予防」の推進
 - ・ 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新

- 以降、これまでに、各検討テーマについて、以下の通り、幅広く議論を進めてきたところ。
 - ・ 第75回（2月25日） 今後のスケジュール、主な検討事項、介護保険制度をめぐる状況 等
 - ・ 第76回（3月20日） 介護予防・健康づくりと保険者機能の強化 等
 - ・ 第77回（5月23日） 地域包括ケアシステムの推進① 等
 - ・ 第78回（6月20日） 地域包括ケアシステムの推進②、認知症施策の総合的な推進、等
 - ・ 第79回（7月26日） 介護人材の確保・介護現場の革新 等

- 今後は、年末のとりまとめに向けて、各テーマについて、これまでの議論等を踏まえながら、次のとおり更に検討を深める。
また、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の立ち上げについて、5月23日の回に報告があったが、その後7月19日に中間とりまとめが公表されたところ。地域共生社会の実現については、介護保険制度も密接に関わるテーマであることから、このテーマとの関係も含めて、併せて議論を深めていく。

介護保険事業(支援)計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業(支援)計画を作成している。
(第7期:平成30~32(令和2)年度 第8期:令和3~5年度)

国の基本指針(法第116条) (7期指針:平成30年3月厚生労働省告示第57号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

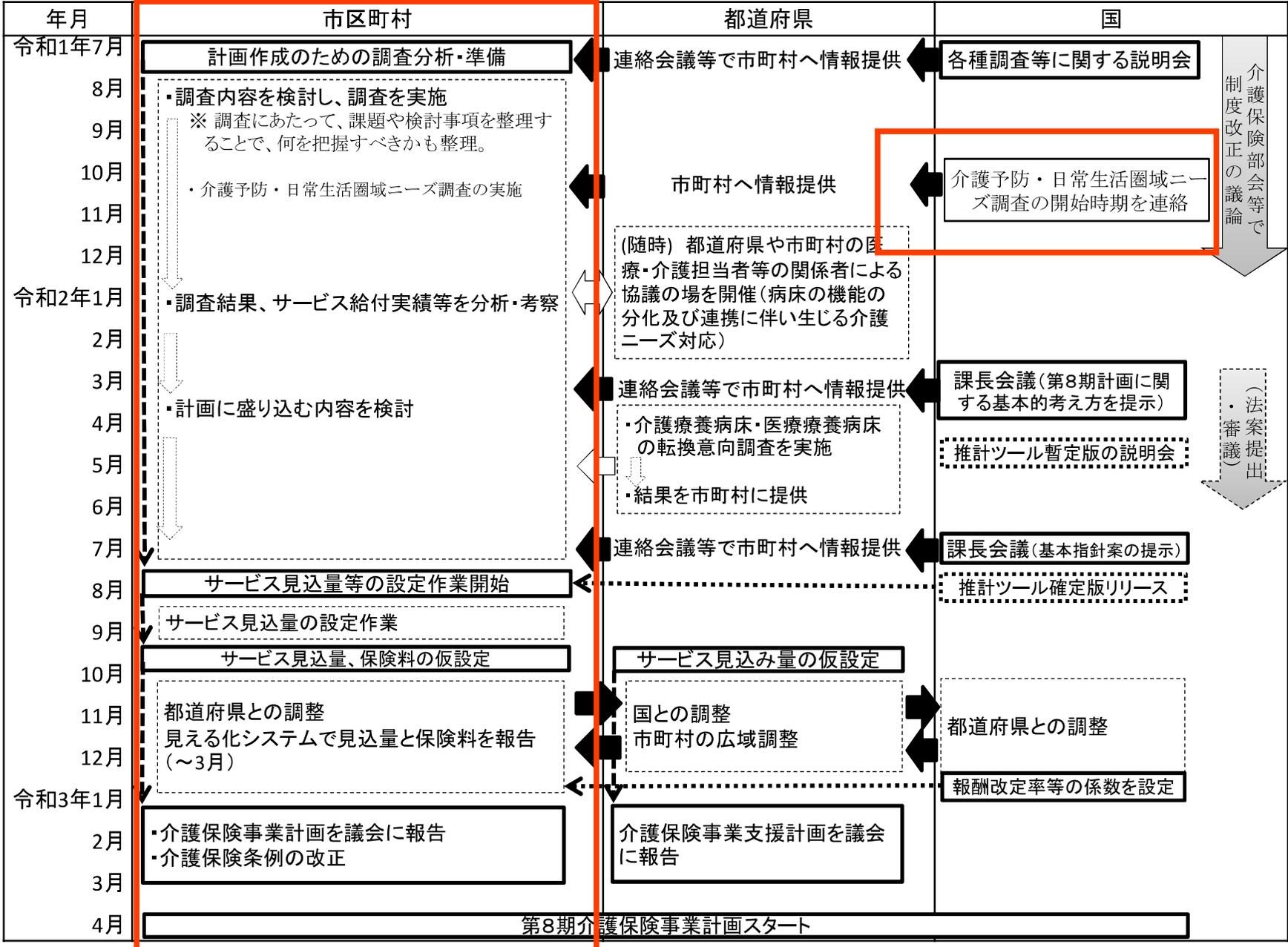
都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

現段階における、第8期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R元.7.23)



介護保険部会等で
制度改正の議論

(法案提出
・審議)